

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月10日(火)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員12名+推進委員5名)

農業委員(12名)

会長 武田俊彦、3番 山本 隆、4番 榎本良樹、5番 水上昭和、
6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、9番 安河内龍一、
10番 本田瑞希、11番 宮野和男、12番 本田孝光、14番 舟越俊茂

推進委員(5名)

4番 因 泰光、8番 堀 英躬、11番 本松和彦、13番 安武利勝
14番 大和秀寛

- 4 欠席委員(欠員は農業委員2名+推進委員1名)

会長代理 春田章匡、13番 渡邊三郎 (農業委員)
7番 林 久芳 (推進委員)

- 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第17号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第18号 非農地証明願の届出について

- 6 その他

- 7 農業委員会事務局職員

係長 佐野 史晃
主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議 長 　ただ今から、令和6年度第9回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中12名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。9番 安河内委員、10番 松川委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。
まず、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 　1ページ議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 　事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いします。

委 員 　特にありません。

議 長 　事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 　ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 　続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 　事件番号2番、

【事件番号2番 説明】

議 長 　事件番号2番の担当地区の推進委員さんにつきましては、本日欠席とな

っております。

議 長 事務局からの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 譲受人は79歳ですが、規模拡大とはどういうことでしょうか。

係 長 農地を増やすというよりは、もともと譲受人の農地で買い戻すというものです。

議 長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。ないようですので、採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号3番、

【事件番号3番 説明】

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 161-1は両脇の農地が譲受人の農地となっているので問題ありません。632も隣が譲受人の農地ですが他の方が耕作されています。今後はどうなるのでしょうか。

係 長 引き続きその方が耕作されます。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請につ
きまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務
局より説明をお願いします。

係 長 14ページ議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請につ
きまして、15ページ農地法第4条審議表を読み上げて説明をさせてい
た
だ
き
ま
す。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願
い
し
ま
す。

委 員 問題ありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件につ
い
て
の
意
見
を
お
願
い
い
た
し
ま
す。

委 員 現地を見てもらったとおりもう農地ではないので、皆さま審議をお願
い
い
た
し
ま
す。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成
で
ご
ざ
い
ま
す
の
で、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達
い
た
し
ま
す。

議 長 つづきまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願
い
し
ま
す。

係 長 事件番号2番、

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願
い
し
ま
す。

委 員 特にありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 現地を見てもらったとおりなので、問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 つづきまして、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 27ページ議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、28ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 みてもらったとおり、問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達

いたします。

議 長 続きますて、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号2番、

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 譲渡人も高齢で、今後放棄地になる可能性のある農地なので問題ないと思います。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 水利の取り口が大変なところなので、問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 今回、造成協力地というのがありますが、個人の所有地という認識でいいのでしょうか。

係 長 民事にかかりますので、個人の理解を得ているということになります。

議 長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 水路のことがありましたが、つながっているのは田んぼ1枚だけですか。下の田んぼはどうなっているのでしょうか。

委 員 この場所は1枚だけです。下の田んぼは他の水路からきております。

議 長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 続きます、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号3番、

【事件番号3番 説明】

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見ををお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 問題ないと思いますので、審議をお願いします。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 続きます、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号4番、

【事件番号4番 説明】

議 長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見ををお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

- 委員 現地確認していただいたとおりです。問題ありません。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委員 使用貸借というのは、毎月支払いをするのですか。
- 係長 お金は発生しません。名義が譲受人になり、土地を貸すというものです。
- 議長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号4番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議長 続きまして、事件番号5番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係長 事件番号5番、
- 【事件番号5番 説明】**
- 議長 事件番号5番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。
- 委員 問題ありません。
- 議長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。
- 委員 特にありません。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議長 ないようですので、承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号5番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第 29 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 56 ページ議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について 57 ページをお願いします。こちらは機構からの所有権移転となります。

【説明】

つづきまして、58 ページをお願いします。

【説明】

つづきまして、59 ページをお願いします。

【説明】

つづきまして、60 ページをお願いします。

【説明】

所有権移転につきましては、以上となります。

次に、61 ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

新規分は他 28 件で合計 121 筆、面積が 180,968 m²となります。

次に 71 ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分になります。

【説明】

継続分は他 16 件で合計 56 筆、面積が 87,383 m²となります。

12 月分、継続、新規合わせて 177 筆、面積 268,351 m²となっております。以上でございます。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 一番の利用権の設定を受ける者と設定する者の関係はどうなっているのですか。

- 委員 利用権を設定する者は、受ける者の構成員になっております。
- 委員 26番の利用権を設定する者の経営面積が160㎡となっており、恐らく家庭菜園だと思いますが、利用権の設定の仕方として問題はないのでしょうか。
- 係長 下限面積も撤廃されているので、問題はありません。この件につきましては、利用権の設定を受ける者が昨年度からグループで農業を始められた方で農地探されており、一方で設定する者は水原に農地を所有しており、管理も難しいということになり、話し合いのもと、話がととのったので利用権設定ということになっております。
- 委員 新規の家庭菜園の場合、経営面積が0㎡の方が農地を取得するときに、以前は3条の許可が必要であったと思いますが、利用権設定で可能なのでしょうか。
- 係長 耕作することが可能であれば、可能になります。現在は下限面積が撤廃されたため、極端に広い農地でなければ、問題はありません。最近、家に畑がついている売買というケースが増えてきているので、そうした場合につきましては、認めているという現状になります。
- 委員 市外の方で通作している方がいるのですが、そういう方々がお互いの権利関係を明確にしたいという相談があったので。
- 係長 利用権設定は双方の合意があれば、管理費等は必要だと思いますが、構わないと考えます。
- 議長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。
- 議長 次に日程第3 報告事項でございます。
報告第17号、農地法第18条第6項の合意解約
報告第18号、非農地証明願の届出について、一括して事務局より説明をお願いします。

係 長 報告第17号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、76ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

他16件合計72筆、面積は合計で109,385㎡の合意解約となります。

引き続き、79ページ報告第18号 非農地証明願の届出につきまして、80ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

他6筆、合計面積は4,505㎡となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしくお願いいたします。以上となっております。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第17号、第18号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。

令和6年12月10日（火）